

特別区設置協定書

大阪府・大阪市特別区設置協議会

目 次

一 特別区の設置の日（第5条第1項第1号関係）	1
二 特別区の名称及び区域等	1
(一) 特別区の名称及び区域（第5条第1項第2号関係）	1
(二) 特別区の主たる事務所の位置	2
三 特別区の議会の議員の定数等	2
(一) 議会の議員の定数（第5条第1項第4号関係）	2
(二) 議会の議員の報酬	2
四 特別区と大阪府の事務の分担（第5条第1項第5号関係）	3
1. 事務の分担	3
(一) 特別区が処理する事務（(三)に掲げる事務を除く。）	3
(二) 大阪府が処理する事務（(三)に掲げる事務を除く。）	4
(三) 任意事務	4
(四) 高速鉄道事業等の取扱い	4
2. 事務の承継	4
(一) 承継する事務	4
(二) 事務の承継に当たっての留意点	4
五 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整（第5条第1項第6号関係）	6
1. 特別区と大阪府の税源の配分	6
2. 特別区と大阪府の財政の調整	6
(一) 財政調整の目的・財源及び配分の割合	6
(二) 特別区財政調整交付金の種類・割合	6
(三) 特別区財政調整交付金に加算する額	6
(四) 大阪市債の償還にかかる財政調整財源の負担	7
(五) 都市計画税・事業所税の取扱い	7
(六) 特別区の設置後の財政の調整に関する取扱い	7
六 特別区の設置に伴う財産処分（第5条第1項第3号関係）	8
1. 財産の取扱い	8
(一) 基本的な考え方	8
(二) 第1区分に係る財産の取扱い	8
(三) 第2区分に係る財産の取扱い	8
(四) 公営企業等に係る会計に属する財産の取扱い	10
2. 債務の取扱い	11
(一) 基本的な考え方	11
(二) 債務負担行為の取扱い	11
(三) 地方債の取扱い	11
七 大阪市及び大阪府の職員の移管（第5条第1項第7号関係）	13
1. 職員の移管	13

(一) 基本的な考え方.....	13
(二) 職員の移管.....	13
(三) 職員の任免、給与その他の身分の取扱い.....	13
2. 共済制度.....	14
八 その他特別区の設置に関し必要な事項（第5条第1項第8号関係）.....	15
1. 都区協議会.....	15
2. 特別区において共同で処理する事務.....	16
(一) 基本的な考え方.....	16
(二) 全ての特別区を構成団体とする一部事務組合の設置.....	16
(三) 全ての特別区による機関等の共同設置.....	17
(四) 特別区及び他の市町村を構成団体とする一部事務組合及び広域連合.....	17
3. 特別区の支所等の事務.....	18
4. 町の名称.....	18
5. その他.....	18
別表第1 - 1.....	21
別表第1 - 2.....	35
別表第1 - 3.....	47
別表第1 - 4.....	97
別表第1 - 5.....	133
別表第2 - 1 - 1.....	229
別表第2 - 1 - 2.....	229
別表第2 - 1 - 3.....	229
別表第2 - 2 - 1.....	230
別表第2 - 2 - 2.....	231
別表第2 - 3.....	232
別表第2 - 4.....	234
別表第2 - 5.....	235
別表第3 - 1.....	693
別表第3 - 2.....	694
別表第3 - 3.....	695

一 特別区の設置の日（第5条第1項第1号関係）

特別区の設置の日は、平成29年4月1日とする。

二 特別区の名称及び区域等

（一）特別区の名称及び区域（第5条第1項第2号関係）

特別区の名称及び区域は、次の表に掲げるとおりとする。

特別区の名称	特別区の区域
北区	大阪市都島区、北区、淀川区、東淀川区及び福島区の区域
湾岸区	大阪市此花区、港区、大正区、西淀川区及び住之江区（南港北1～3丁目、南港東2～9丁目、南港中1～8丁目及び南港南1～7丁目の区域に限る。）の区域
東区	大阪市城東区、東成区、生野区、旭区及び鶴見区の区域
南区	大阪市平野区、阿倍野区、住吉区、東住吉区及び住之江区（湾岸区の区域となる区域を除く。）の区域
中央区	大阪市西成区、中央区、西区、天王寺区及び浪速区の区域

(二) 特別区の主たる事務所の位置

特別区の主たる事務所の位置は、次の表に掲げるとおりとする。

特別区の名称	主たる事務所の位置
北区	大阪市北区中之島1丁目3番20号
湾岸区	大阪市港区市岡1丁目15番25号
東区	大阪市城東区中央3丁目5番
南区	大阪市阿倍野区文の里1丁目1番40号
中央区	大阪市西成区岸里1丁目5番20号

三 特別区の議会の議員の定数等

(一) 議会の議員の定数（第5条第1項第4号関係）

特別区の議会の議員の定数は、次の表に掲げるとおりとする。

特別区の名称	議会の議員の定数
北区	19人
湾岸区	12人
東区	19人
南区	23人
中央区	13人

各特別区においては、これまでの大阪市における区政会議の取組を発展させるなど、住民自治の充実を図るものとする。

(二) 議会の議員の報酬

特別区の議会の議員に支給する報酬の月額は、平成26年7月1日現在における大阪市会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(昭和31年条例第32号)第2条に規定する報酬の額の3割減とする。

四 特別区と大阪府の事務の分担（第5条第1項第5号関係）

1. 事務の分担

(一) 特別区が処理する事務（(三)に掲げる事務を除く。）

大阪市の区域に設置されることとなる特別区は、法律又はこれに基づく政令により特別区が処理することとされる事務（現に東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされる事務に相当する事務）を処理することになる。

これらの事務に加え、次の①から③までに掲げる理由から、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の22第1項に規定する中核市（以下「中核市」という。）が処理することとされる事務（別表第1-3）も処理することとするとともに、都道府県が処理することとされる事務及び地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市（以下「指定都市」という。）が処理することとされる事務のうち、①から③までに照らし、住民に身近な事務（別表第1-1及び別表第1-2）を担うものとする。

① 中核市の要件を上回る約35～70万の人口となること。

② 従来大阪市において培われてきた知見、実績、ノウハウ等を有し、また、従来の大阪市における職員体制をもとに、中核市が担うこととされる事務に加えて、都道府県が担うこととされる事務及び指定都市が担うこととされる事務の一部を処理するために必要な職員体制が整備されること。

③ 従来大阪市が保有していた施設、設備等を基本的に承継し、また、財政調整制度により必要な財源が確保される制度設計となっていること。

加えて、市町村が処理することとされている事務のうち、特別区の特例により、都が処理することとされている事務であっても、住民に身近な特別区が処理することが相応しい事務（別表第1-4）について処理することとする。

なお、現に東京都の特別区が法律又はこれに基づく政令により処理することとされている事務とは異なる事務については、条例による事務処理特例制度や事務の委託制度等の現行制度を活用して対応することとする。

<大阪市の区域に設置されることとなる特別区の手務>

- i 都道府県が処理することとされている事務（ii iii ivを除く。）→別表第1-1
- ii 指定都市が処理することとされている事務（iii ivを除く。）→別表第1-2
- iii 中核市が処理することとされている事務（ivを除く。）→別表第1-3
- iv 特別区が処理することとされている事務
- v 市町村が処理することとされている事務のうち、特別区の特例により都が処理することとされている事務→別表第1-4

(二) 大阪府が処理する事務（(三)に掲げる事務を除く。）

大阪府は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号）第10条の規定により、都とみなされ、特別区を包括する広域の地方公共団体として、大阪全体の視点から大阪全体における統一的な戦略で取り組むべき機能を一元的に担うものであり、大阪都市圏の集積及び広がりをつまみ、大阪全体の成長、都市の発展及び安心・安全に関わる事務や特別区の連絡調整に関する事務等、都が処理することとされる事務（別表第1-1から別表第1-4までに掲げる事務を除く。）を処理することとする。

なお、特別区の設置の日までの間に、法令改正等により新たに事務の分担の検討が必要となった場合には、(一)及び(二)に規定する考え方を踏まえて対応する。

(三) 任意事務

特別区の設置の日前において大阪市が処理していた任意事務（地方公共団体の事務のうち、国の法令に基づき地方公共団体が処理することとされる事務以外の事務をいう。以下同じ。）及び大阪府が処理していた任意事務の一部についても、(一)及び(二)に規定する取扱いに準じて特別区又は大阪府が処理することとする（別表第1-5）。

(四) 高速鉄道事業等の取扱い

高速鉄道事業等については、民営化を進めている事務であるが、特別区の設置の日までの間に、大阪市の高速度鉄道事業、中量軌道事業及び自動車運送事業の民営化が実現されない場合は、当該事業については大阪府が処理することとする。

2. 事務の承継

(一) 承継する事務

特別区及び大阪府は、特別区の設置の日において、特別区の設置の日前に大阪府及び大阪市が処理することとされていた事務を、1.に規定する事務の分担に従い承継する。

(二) 事務の承継に当たっての留意点

(一)に規定する事務の承継には、財産以外の歳計現金、債権（租税債権を含む。）、債務、証書、公文書類のみならず、一切の行政上の行為等を含むものとし、法令に特別の規定がある場合を除き、当該事務を承継する特別区又は大阪府が承継する。

事務の承継に当たっては、これまで大阪府及び大阪市が蓄積してきた行政のノウハウ及び高度できめ細かな住民サービスの水準を低下させないように、大阪府及び大阪市は、適正に事務を引き継ぐものとする。特別区の設置の際には、専門性や施設を確保し、職員体制を整備する。

また、特別区の設置の日以後は、各特別区及び大阪府においては、各種事務事業のサービス水準及びその内容の必要性及び妥当性について十分な検討を行い、住民の福祉の向上が図られるよう、事務事業の見直しに努めることとする。

五 特別区と大阪府の税源の配分及び財政の調整（第5条第1項第6号関係）

1. 特別区と大阪府の税源の配分

大阪府の税源は、地方税法（昭和25年法律第226号）に定める道府県税及び都の特例により課するものとされている市町村税に相当する税目（法人市町村民税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税、事業所税）とし、特別区の税源は上記を除く市町村税に相当する税目（個人市町村民税、市町村たばこ税、軽自動車税等）とする。

なお、それぞれの税目の取扱いについては、地方税法に定めるところによるほか、大阪府及び大阪市の条例の例によるものとする。

2. 特別区と大阪府の財政の調整

（一）財政調整の目的・財源及び配分の割合

大阪府は、地方自治法第282条の規定により、大阪府と特別区及び特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、法人市町村民税、固定資産税及び特別土地保有税を財政調整財源とし、これらの収入額に大阪府の条例で定める割合を乗じて得た額を特別区財政調整交付金として特別区に交付するものとする。なお、同交付金が目的を達成するための額を下回るおそれがある場合には、条例で定める額を加算するものとする。

大阪府の条例で定める特別区財政調整交付金の割合については、特別区の設置の日までの地方財政制度の動向も確認した上で大阪府知事と大阪市長で調整することとする。

特別区の設置後3年間は毎年、その後は概ね3年毎に、大阪府・特別区協議会（仮称）において検証を行う。また、この割合は、税制改正など地方財政制度に大きな変更があった場合には適宜検証するものとする。

（二）特別区財政調整交付金の種類・割合

特別区財政調整交付金は、普通交付金（地方交付税法（昭和25年法律第211号）の規定による算定方法に概ね準ずる算定方法による配分を基本とし、生活保護費など義務度の強いものは実態に応じて算定。標準税等の算入率は85%とする。）と特別交付金（普通交付金の額の算定期日後に生じた災害等のため特別の財政需要があり、又は財政収入の減少があることその他特別の事情があると認められる場合に、当該事情を考慮して配分。ただし、特別区の設置後概ね3年間は、特別区における行政サービスの継続性や安定性に重点をおいて配分。）とし、普通交付金は財政調整交付金総額の94%、特別交付金は同額の6%とする。

（三）特別区財政調整交付金に加算する額

特別区財政調整交付金に大阪府の条例で定めて加算する額は、当面、地方交付税を財源とする財政運営が不可避である点に鑑み、地方交付税や臨時財政対策債の発

行可能額、公債費負担等を勘案したものとする。

(四) 大阪市債の償還にかかる財政調整財源の負担

特別区の設置の日前において発行済みの大阪市債（以下「既発債」という。）の償還に必要な経費（特定財源を充当するものは除く。）として、特別区が負担する額は、特別区財政調整交付金の交付を通じて財源保障を行う。大阪府が負担する額については、税源配分並びに大阪府及び特別区間の財政調整を通じて財源を確保する。

(五) 都市計画税・事業所税の取扱い

大阪府が課す目的税である都市計画税、事業所税については、大阪市の過去の事業への充当実績を勘案し、大阪府と特別区の双方の事業に充当することとし、交付金により特別区に配分するものとする。

(六) 特別区の設置後の財政の調整に関する取扱い

大阪府は特別区の財政運営が円滑に行われるよう、特別区財政調整交付金の交付のほか、必要に応じて、大阪府に承継される財政調整基金を活用し、特別区に対して貸付を行うものとする。

その他財政の調整に関し、大阪府と特別区で調整が必要なものについては、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議することとする。

六 特別区の設置に伴う財産処分（第5条第1項第3号関係）

1. 財産の取扱い

(一) 基本的な考え方

特別区の設置の日前において大阪市が保有していた財産については、大阪市民が長い歴史の中で築き上げてきた貴重なものであることに鑑み、次の表のとおり区分し、(二)及び(三)に定めるところにより、特別区又は大阪府が承継するものとする。

ただし、特別区の設置の日前において大阪市が経営していた公営企業及び準公営企業（以下「公営企業等」という。）に係る会計に属する財産については、(四)に定めるところにより、特別区又は大阪府が承継するものとする。

大阪府が承継する財産に係る事業の終了後における当該財産の取扱いについては、大阪府・特別区協議会（仮称）で協議する。なお、事業の終了前における株式及び出資による権利の処分並びに貸付金債権に係る償還による収入などの取扱いについても、同協議会で協議する。

区 分	財産の内容
第1区分	① 地方自治法第238条第4項に規定する行政財産 ② 同項に規定する普通財産のうち、行政財産に準ずる性質をもつもの（貸付等により間接的に公共目的に供する財産をいう。） ③ 地方自治法第239条第1項に規定する物品 ④ ①から③までに定めるものの従物
第2区分	第1区分に係る財産以外の財産

(二) 第1区分に係る財産の取扱い

特別区の設置の日前において大阪市が保有していた第1区分に係る財産は、当該財産に関連する事務の分担に応じて、特別区又は大阪府が承継するものとする。

これにより特別区が承継する財産は、当該財産の所在地が新たに属した特別区が承継するものとする。ただし、別表第2-1-1に掲げる財産は、特別区において一部事務組合を設置して共同で処理する事務に係るものであることから、二に規定する特別区の記載順で筆頭となる北区が全特別区を代表して承継することとする。

(三) 第2区分に係る財産の取扱い

(1) 特別区が承継する財産

特別区の設置の日前に大阪市が保有していた第2区分に係る財産は、(2)及び

(3) に定めるものを除き、特別区が承継するものとする。

これにより特別区が承継する財産は、次の表に掲げる区分及び項目に応じて定める方法を基本として、各特別区が承継するものとする。ただし、別表第2-1-2に掲げる財産は、特別区において一部事務組合を設置して共同で処理する事務に係るものであることから、北区が全特別区を代表して承継することとする。

区分	項目	承継の方法
①株式及び出資による権利		特別区数による等分
②債権	個人向け貸付金	特別区内の貸付金残高に応じて承継
	大阪市の区域内の賃借施設の保証金	当該賃借施設の所在地が属することとなる特別区が承継
	上記以外	特別区数による等分
③基金	大阪市地域活性化事業基金	北区が承継
	大阪港振興基金	湾岸区が承継
	大阪市区政推進基金 (大阪市の特定の地域を指定して寄付されたものに限る。)	当該指定に係る地域が属することとなる特別区がその残高に応じて承継
	上記以外	各特別区の人口による按分
①から③までに定めるもの以外のもの		当該財産の所在地が属することとなる特別区が承継

(注) 第2区分に係る財産を分割する際に生じる単位未満(金額である場合は千円を単位とする。)の端数は、人口(官報で公示された直近の国勢調査人口)が最大となる特別区がまとめて承継する。

(2) 大阪府が承継する財産

第2区分に係る財産のうち、大阪府が処理することとされた事務の執行に密接不可分なものは、大阪府が承継するものとする。(別表第2-2-1)

(3) 大阪市の財政調整基金の承継(財務リスクへの対応)

特別区の設置の日前において大阪府が管理していた財務リスク(「財務リスクの

全体像」(平成19年2月大阪市公表)に掲げた事業に関して大阪市が取組・処理状況を逐次公表している財務リスクをいう。以下同じ。)のうち大阪府が承継するものに係る将来の支出又は損失の処理に引き当てるため、大阪市の財政調整基金の一部を大阪府が承継することとする。その承継する額は、次に掲げる法人の資金借入金のうち、大阪市が損失補償の債務を負担しているものの残高の合計額とする。

- ① アジア太平洋トレードセンター株式会社
- ② 株式会社湊町開発センター
- ③ クリスタ長堀株式会社

(4) 財務リスク解消後の残余財産の取扱い等

(3)に掲げる財務リスクが解消した後における当該財務リスクに係る残余財産の取扱いについては、特別区に配分することを基本に、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議する。

また、引当財源が不足する場合の財源の捻出及び特別区の負担の方法等については、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議する。

このほか、大阪市から特別区又は大阪府が承継する事務に関して、特別区の設置の日前の要因による損失の発生が特別区の設置の日以後に新たに明らかとなった場合における財源の捻出、特別区の負担方法等については、大阪府・特別区協議会(仮称)で協議する。

(四) 公営企業等に係る会計に属する財産の取扱い

(1) 公営企業等に係る会計に属する財産の承継先

特別区の設置の日前において大阪市が経営していた公営企業等に係る会計に属する財産については、中央卸売市場事業会計、港営事業会計及び下水道事業会計に属するものは大阪府が一括して承継するものとする。水道事業会計及び工業用下水道事業会計に属するものは、特別区において一部事務組合を設置して共同で処理する事務に係るものであることから、北区が全ての特別区を代表して承継することとする。

(2) 高速鉄道事業等の民営化が実現されない場合の取扱い

特別区の設置の日までの間に、大阪市の高速度鉄道事業、中量軌道事業及び自動車運送事業の民営化が実現されない場合は、大阪市の高速度鉄道事業会計及び自動車運送事業会計に属する財産は、大阪府が承継するものとする。また、特別区の設置の日前において、これらの会計から利益の一部を大阪市の一般会計等に納付する制度が実施されている場合は、当該納付を受ける地位は特別区が承継する。その後民営化が実現した際の会社の株式は、特別区に配分するものとする。

2. 債務の取扱い

(一) 基本的な考え方

特別区の設置の日前に大阪市が負担していた債務については、その確実な履行を期する必要があることに鑑み、(二)及び(三)に定めるところにより、特別区又は大阪府が承継するものとする。

(二) 債務負担行為の取扱い

特別区の設置の日前において大阪市が負担していた債務負担行為に基づく債務については、当該債務に関連する事務の分担に応じて、特別区又は大阪府が承継するものとする。

ただし、特別区において一部事務組合を設置して共同で処理する事務に係る債務(別表第2-1-3)については、北区が全ての特別区を代表して承継することとする。また、損失補償の債務のうち、別表第2-2-2に掲げるものについては、管理すべき財務リスクの規模や与信能力を維持する必要性に鑑み、大阪府が承継することとする。

(三) 地方債の取扱い

(1) 既発債の承継先

既発債は、債権者保護と金融市場の秩序維持の必要性に鑑み、大阪府が承継することとする。ただし、既発債のうち大阪府からの借入金の取扱いについては、大阪府知事が別に定めるものとする。

(2) 既発債の償還経費の負担

大阪府が承継する既発債の償還に必要な経費(元金償還資金、利子支払資金及び雑費をいう。以下「償還経費」という。)は、会計及び事務の分担に応じて、特別区等(特別区及び特別区で設置する一部事務組合をいう。以下同じ。)及び大阪府並びに公営企業等に係る事業を承継した団体(以下「事業承継団体」という。)が負担するものとする。

特別区等の負担については、その総額について全ての特別区共通の債務と位置付けたうえで、特別区等が(3)から(5)までの規定に基づき算定されたそれぞれの償還経費に係る負担金(以下「償還負担金」という。)を大阪府に支払うものとする。

(3) 一般会計等に属する既発債の償還負担

特別区の設置の日前において大阪市の一般会計及び政令等特別会計(市街地再開発事業会計を除く。)に属する既発債については、特別区の設置の日前における残高(大阪府が承継する公債償還基金に将来の償還財源として積立済みの額を除く。以下、各会計の既発債について同じ。)のうち、事務の分担に応じた割合を勘

案してその3割を大阪府の負担、7割を特別区等の負担とする。ただし、公営企業型地方独立行政法人が負担することとなる分については、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第86条の規定による。

特別区等の負担に係る償還負担金は、各特別区の人口を基本に按分することとする。ただし、市営住宅に係るものの償還負担金については、住宅使用料が償還経費の財源に充てられることなどを踏まえ、各特別区に所在する市営住宅の建物の財産台帳価格を基本に按分することとする。

（4）市街地再開発事業会計に属する既発債の償還負担

特別区の設置の日前において大阪市の市街地再開発事業会計に属する既発債については、事務の分担を踏まえ、当該事業を承継することとなる南区が、特別区の設置の日前における残高に係る償還負担金を大阪府に支払うものとする。

ただし、南区が大阪府に支払う償還負担金のうち、特別区の設置の日前において大阪市が財務リスクとして管理していた額（今後の収支不足見込額）については、全ての特別区で負担するものとする。なお、各特別区の負担割合は、人口を基本に按分した割合とする。

（5）公営企業等に係る会計に属する既発債の償還負担

特別区の設置の日前において大阪市が経営していた公営企業等に係る会計に属する既発債については、特別区の設置の日前における残高に係る償還経費の全額をそれぞれの事業承継団体の負担とする。

（6）債務負担行為の設定

特別区等は、（2）から（5）までに定めるところにより、特別区の設置の際、各特別区等が支払うべき償還負担金に係る債務負担行為を設定する。また、全ての特別区は、相互に償還負担金に係る連帯債務を負担するものとする。

- ・ 財産処分（イメージ） →別表第2 - 4
- ・ 財産・債務目録 →別表第2 - 5

七 大阪市及び大阪府の職員の移管（第5条第1項第7号関係）

1. 職員の移管

（一）基本的な考え方

特別区及び大阪府において、四1. に規定する事務の分担に応じた最適な職員体制を構築するものとする。特別区においては、近隣中核市をモデルに、大阪市の特性などを踏まえて職員体制を整備するものとする。大阪府においては、大阪市からの事務の移管後も、全国でも有数の効率的な職員体制を目指し、必要な職員体制を整備するものとする。

また、特別区の設置を機に、これまでの大阪府、大阪市の組織の枠にとらわれず、適材適所による最適な職員配置を実施するものとする。

（二）職員の移管

大阪府及び大阪市の職員は、原則として事務の分担に応じて、特別区の設置の日において、特別区又は大阪府のいずれかの職員として引き継ぐこととする。

ただし、大阪市の職員のうち、特別区の設置の前日において、幼稚園、保育所、一般廃棄物の収集輸送事業、高速鉄道事業、中量軌道事業、自動車運送事業又は水道事業に従事する職員は、特別区の設置の日までの間に民営化が実現されない場合には、幼稚園、保育所、一般廃棄物の収集輸送事業及び水道事業の職員は、当該職員が専ら従事している業務の管理区域が属することとなる特別区の職員として引き継ぐことを基本とし、高速鉄道事業、中量軌道事業及び自動車運送事業の職員は大阪府の職員として引き継ぐことを基本とする。

- ・ 職員の移管（イメージ） →別表第3 - 1
- ・ 特別区の組織体制（イメージ） →別表第3 - 2
- ・ 大阪府の組織体制（イメージ） →別表第3 - 3

（三）職員の任免、給与その他の身分の取扱い

職員の任免、給与その他の身分の取扱いについては、大阪府に移管される職員については大阪府の制度を適用することとし、特別区に移管される職員については特別区の設置の前日において適用される大阪市の制度を適用することとする。

職員の移管にあたっては、特別区の設置の日の前後において異なる制度を適用されることとなる職員について、不当に不利益を生じることのないよう調整するとともに、各々の自治体内で不均衡が生じることのないよう、職員の任免、給与その他の身分取扱いに関して、公正に処理することとする。

2. 共済制度

特別区及び大阪府の全ての職員をもって組織する地方公務員共済組合は設けないこととし、大阪府の職員となった者は地方職員共済組合、特別区の職員となった者は大阪市職員共済組合の権利義務を承継する地方公務員共済組合の組合員となることとする。

八 その他特別区の設置に関し必要な事項（第5条第1項第8号関係）

1. 都区協議会

地方自治法第282条の2の規定に基づき、大阪府及び特別区の事務の処理について、大阪府と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、大阪府・特別区協議会（仮称）を設置する。

大阪府・特別区協議会の委員構成については、大阪府知事並びに北区、湾岸区、東区、南区及び中央区の5人の特別区の区長を基本に、必要に応じて議会の代表者、長の補助機関である職員、学識経験者等を構成員に加えることができることとする。

その上で、具体的な委員の選任については、特別区の設置の日以後、大阪府知事と特別区の区長の協議により定めることとする。

また、大阪府・特別区協議会の処理する事務については、地方自治法第282条の2及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第210条の16の規定に基づき、特別区財政調整交付金に係る条例を制定する場合において大阪府知事に対して意見を述べるほか、以下に掲げる事項を基本に、特別区の設置の日以後、大阪府知事と特別区の区長の協議により定めることとする。

- ・大阪市から大阪府が承継する財産の事業終了後の取扱いの協議
- ・大阪市から大阪府が承継する株式及び出資による権利の処分並びに貸付金債権の償還による収入などの取扱いの協議
- ・大阪市から大阪府が承継する財務リスクの解消時の残余財産の取扱い及び引当財源が不足する場合の財源の捻出、特別区の負担方法の協議
- ・大阪市から特別区又は大阪府が承継する事務に関して、特別区の設置の日前の要因による損失の発生が特別区の設置の日以後に新たに明らかとなった場合の財源の捻出、特別区の負担方法等の協議
- ・特別区の設置の日以後の事務の分担に関する取扱いの協議 等

併せて、協議が調わない場合において有識者等で構成する第三者機関を通じて意見の調整を行うなど、円滑な協議会運営が図られるよう、必要な事項について大阪府知事と特別区の区長の協議により定めることとする。

2. 特別区において共同で処理する事務

(一) 基本的な考え方

特別区が担う事務については、各特別区において実施することを原則とするが、以下の(二)から(四)までに掲げる事務については、専門性の確保、サービスの実施に係る公平性及び効率性の確保を図るため、一部事務組合、機関等の共同設置等の仕組みの活用により、共同で処理することとする。

(二) 全ての特別区を構成団体とする一部事務組合の設置

(1) 一部事務組合の概要

次の表に掲げる考え方を基本とし、特別区の設置の日において、地方自治法第284条第2項の規定に基づき、特別区の協議により規約を定め、一部事務組合を設けるものとする。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">①名称は、大阪特別区事務組合（仮称）（以下「事務組合」という。）とする。②特別区の設置の日に設置する。③共同処理する事務は、別表第2 - 3に掲げる事務とする。④事務所の位置は、現在の大阪市役所本庁舎内とする。⑤議会の議員の定数及び選挙の方法は、特別区の協議により定める。⑥管理者は構成団体の長の互選により定める。⑦組織については、事務を担うために必要な体制を整備することとする。⑧経費は、構成団体の負担金、事業収入、国及び大阪府の支出金、交付金その他の収入をもって充てる。⑨北区は事務組合の設置の際、承継した別表第2 - 1 - 1及び第2 - 1 - 2の財産並びに別表第2 - 1 - 3の債務を全ての特別区を代表して事務組合に引き継ぐものとする。⑩事務組合が承継した財産及び債務は、全ての特別区から共同で承継されたものとみなして、持分等を定める。 |
|--|

(三) 全ての特別区による機関等の共同設置

(1) 身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所の共同設置の概要

次の表に掲げる考え方を基本とし、特別区の設置の日において、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、特別区の協議により規約を定め、身体障がい者更生相談所及び知的障がい者更生相談所を共同で設置し、事務を処理する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①名称は、大阪特別区身体障がい者更生相談所（仮称）、大阪特別区知的障がい者更生相談所（仮称）とする。②特別区の設置の日に設置する。③執務場所は、現在の大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター内とする。④経費は、各特別区が負担するものとし、当該負担すべき額は、特別区の区長の協議により定める。 |
|---|

(2) 監査委員及び監査委員事務局の共同設置の概要

次の表に掲げる考え方を基本とし、地方自治法第252条の7第1項の規定に基づき、特別区の協議により規約を定め、監査委員及び監査委員事務局を共同で設置し、事務を処理する。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">①名称は、大阪特別区監査委員（仮称）、大阪特別区監査委員事務局（仮称）とする。②監査委員の選任の日に設置する。③執務場所は、現在の大阪市役所本庁舎内とする。④監査委員の定数、選任方法等については、地方自治法の定めるところによる。⑤経費は、各特別区が負担するものとし、当該負担すべき額は、特別区の区長の協議により定める。 |
|---|

(四) 特別区及び他の市町村を構成団体とする一部事務組合及び広域連合

特別区の設置の前日において、大阪市が他の市町村と一部事務組合又は広域連合を設置して実施することとされていた事務は、特別区の設置の日以後においても、引き続き、当該一部事務組合又は広域連合で実施することとする。

(水防事務)

淀川左岸水防事務組合、淀川右岸水防事務組合、大和川右岸水防事務組合

(後期高齢者医療事業)

大阪府後期高齢者医療広域連合

(一般廃棄物処理（焼却処理事業）)

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合（以下「環境施設組合」という。）

3. 特別区の支所等の事務

特別区の設置の日前において、大阪市の24区役所及び保健福祉センター（以下「現在の区役所等」という。）で実施することとされていた次の表に掲げる事務については、住民の利便性を確保するため、現在の区役所等を特別区の主たる事務所及びその支所等とすることにより実施する。

分野	支所等の事務
こども	<ul style="list-style-type: none">・ 保育所の入所手続、保育料賦課徴収・ 子育て支援（相談、児童手当の受付等）・ ひとり親家庭の支援（生活支援サービスの受付等）
福祉	<ul style="list-style-type: none">・ 生活保護相談・申請等・ 地域福祉等に関する業務（成年後見制度利用支援等）・ 障がい者福祉に関する業務（身体障がい者手帳の申請、自立支援給付等）・ 高齢者福祉に関する業務（敬老優待乗車証交付等）・ 国民健康保険、介護保険、国民年金等の届出等
健康・保健	<ul style="list-style-type: none">・ 健診、予防接種、相談、医療費助成等・ 食品・環境衛生関係相談、医療関係届出等・ 精神障がい者保健福祉手帳の申請等・ 狂犬病予防・動物愛護等
教育	<ul style="list-style-type: none">・ 就学事務
住民生活	<ul style="list-style-type: none">・ 住民登録、印鑑登録、戸籍関係等に関する業務・ DV（配偶者等からの暴力）対策等に関する相談
自治体運営	<ul style="list-style-type: none">・ 税関係証明書の発行、区税の収納

4. 町の名称

町の名称の取扱いについては、地域の歴史、文化などを考慮し、特別区の設置の日までの間に住民の意見を踏まえて大阪市長が定めることとする。

5. その他

その他、特別区の設置に伴い必要な事項については、この協定書に示した考え方を踏まえ、処理することとする。

また、特別区の条例や予算など特別区の設置の日までに準備すべき事項については、その内容に応じて、大阪府知事と大阪市長が必要な協議を行い、定めることとする。